

前回（第3回）会議のヒアリング概要及び委員からの意見

1. 議事：

- (1) 小枝委員からの報告
- (2) 長野県教育委員会からのヒアリング
- (3) 東京都目黒区教育委員会からのヒアリング

2. 概要：

(1) 小枝委員からの報告

- 特別支援教育導入後の学校の変化
 - ・特別支援教育コーディネーターの校務分掌化等により、学校管理職を含めた学内の相談体制が進み、教室に閉じこもりがちだった子どもの問題が校内に共有されるようになった。
 - ・特別支援学校のセンター化により、地域の園や小中学校との連携が増え、現場の意識も変わった。
- 医療から見た学校の居場所
 - ・通級指導教室に期待することは、子供たちの学校への適応を改善するための指導について、教える引き出しをたくさんもった教員が増えること。
 - ・社会的コミュニケーション障害をもつ子供に対し、通級指導教室でロールプレイをしながらコミュニケーションの取り方を教えることも考えられる。通級指導教室で一つ一つのロールプレイをしながら誤解を解いていくような指導をすると、通常の学級に戻れる子供が増えるのではないか。
 - ・通級指導教室は学びの場であるとともに、居場所であるという捉え方もできる。通級指導教室にしか行けない子供にとって、通級指導教室は居場所であり、徐々に学びの場になっていくということもある。また、必要な学びの場として、特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室・教育支援センターを設置し、その往来をもっと柔軟にできるようにすべき。
 - ・学校は布置の力が備わるまでの「ゆりかご」としての役割がある。通常の学級に通いづらく病院に行くから学校を休めると喜んでいた子が、特別支援学級に通い始めると、見違えるように元気になり、病院に来なくなった。学校の中に居場所を作るということは、医者が束になってもかなわないほど、子供たちへの大きなメリットがある。居場所のある学校は宝船。
 - ・医療者として、就学支援委員会で揃える書類や通級指導教室の適否の判断のための診断書は不要としてほしい。

【意見交換】

- 令和3年の中教審答申にも記載されている学校の持つ福祉的機能や、全ての子供たちに、安心・安全な居場所を如何に広げていくかということの大切さについて、改めて考えさせられた。
- 特別支援学級、特別支援学校と、障害の状況に応じて行く場所が連続する体制作りが大切。区市町村の特別支援教育体制を充実させていくことが、通常の学級の支援にも繋がっていく。
- 就学支援委員会における検討にあたり診断書をなくすという提案に賛成。

- 教員と子供の一生懸命の方向性が違ってしまい、子供が追い詰められて不登校あるいは不適応になっていく状況の具体的な内容と改善の事例があれば教えてほしい。
- 教員や保護者は、褒める場所が違っていると感じる。できたら褒めるのではなく、頑張ったことを褒めるようにすると良い。
- 海外ではスクリーニングの読み書きの検査を全員に行う仕組みがあるが、どういった仕組みがあれば、診断書の提出や就学支援委員会の検討から支援までのタイムラグが改善されると考えるか。
- 支援に至るまでの期間を短くするためには、学校関係者の経験値を増やすと良いが、話し合いの場を持って決定しなければならないという思い込みが妨げになっている。各学校単位で担当が集まって話し合い決定するというふうに、決定機関の機動力を高める事が大事。
- 全国の通常の学級や特別支援学校、特別支援学級の担任の教員にも、小枝委員の本報告を聞く機会をぜひ作ってほしい。
- 早い内から検査をして早めに支援をすることは、子供たちがその後の学校生活がスムーズに送れるようになる上で大きな要因になる。

(2) 長野県教育委員会からのヒアリング

- 長野県特有の課題は、①中山間地への通級指導教室の設置の困難さ、②他校通級の移動時間の長さや送迎等の負担、③単独の市町村単位で通級指導教室を開設できないために市町村を越えた運営が必要になる事。
- 課題①への対応として、県内を人口規模や他校通級の利便性等を踏まえ、28エリアに細分化し、エリア毎にニーズの把握と配置の計画を立てた結果、地域の教育資源のバランスを考慮しながら、通級指導教室を設置・活用できている。
- 課題②への対応として、他校通級の困難さに配慮し、巡回指導の実施を拡大。兼務発令を受けた教員は、本務校とは別にサテライト教室で指導。担当教員が1日もしくは半日、定期的に勤務することを原則としていることや、兼務校内での通級指導教室の位置づけや兼務職員の位置づけが明確になることで、兼務校内での児童生徒の実態把握や職員間の連携が図りやすくなった。
- 課題③への対応として、通級指導教室連絡会を市町村教育委員会で立ち上げるよう依頼。
- 人口規模の小さい3村の教育委員会が協力して全ての村の小中学校にサテライト教室を設置し、各学校での自校通級を実現。
- 「適切な学びの場ガイドライン」の作成や学校への丁寧な説明等により、通級による指導担当以外の教職員への理解啓発している。小中学校、特別支援学校の全ての教員に配布し、校内研修で活用。

【意見交換】

- 県を28のエリアに細分化する際の観点や工夫点についてお伺いしたい。
- 地理的な要因を背景とした自治体ごとのまとまりを1つの単位として考えていくと、自治体ごとの連携が取りやすい。

- 教員が巡回する際の移動に係る費用等、財政上の工夫についてお伺いしたい。
- 兼務発令により、1日単位の勤務であれば本務校とサテライト校それぞれで通勤手当が出るため、移動にかかる費用は生じない。半日単位で移動が必要な場合や教育相談として回る場合は旅費が必要になるが、既存の予算で対応し特別な予算は組んでいない。
- 通級による指導の入級や退級の基準、退級への対応等についてガイドラインを作っているか。
- 県独自のガイドラインは作成しておらず、文科省の通知や、「障害のある子供の教育支援の手引き」を基準に、各自治体が教育支援委員会で判断。退級は一定程度目安を決め、こまめに見直しをする事を大切にしている。
- 県教委としての今後の方向性や、通級による指導担当教員の専門性の向上に関する県教委としての考え方は。
- 0JTでの教員育成が非常に重要であるため、2人以上配置できる学校を増やしていきたい。 拠点となる地域であれば、2人以上の教員が1つの学校にいて、サテライトも含めて周囲をカバーする対応ができると良い。各教室配置には、特別支援学校や特別支援学級での教員経験や、一定のスキルや知識を持っている先生を充てるよう校長に依頼。
- 弱視や難聴・言語障害などの通級による指導も同じようにサテライト化しているのか。
- 言語障害通級指導教室は以前からあり、LD等通級指導教室と同じスキーム。視覚障害と聴覚障害については、県内の盲学校や聾学校で通級による指導を行っている。県立の盲学校の教員について、市町村立の学校と兼務をかける事はしておらず、盲学校や聾学校の職員が教育相談という形で出向いて、それぞれの学校の担当教員と一緒に指導し、通級指導教室の指導を内容的に補完する形式。

(3) 東京都目黒区教育委員会からのヒアリング

- 通級による指導として、小学校1校に通級指導学級、区内の小中学校全校に特別支援教室を設置。通級指導学級は難聴・言語障害を対象とし、他校通級が主だが、送迎が難しく通級による指導を受けることができない児童がいる。特別支援教室は自閉症、情緒障害、注意欠陥多動性障害、学習障害の4障害が対象。特別支援教室で児童生徒12人につき1名の教員を配置。拠点校によって教員の配置数が異なるため、配置人数が少ない拠点校では0JTが課題。
- 特別支援教室の入室者は増加傾向にあり、自校通級に転換したことが最も大きい。
- 特別支援教室への入室の流れは、①教育委員会における就学相談を経る場合と、②各小・中学校における校内委員会を経る場合の2パターン。①は、保護者の通級による指導の内容への理解が十分でなく、補習教室としての利用を希望される場合があるため、保護者や区民への理解啓発を行うべく、年に2回、区民向け特別支援教育講演会を実施。②は校内委員会の検討内容に課題。特別支援教室で行う自立活動への教員の理解が不足するなど、教員への更なる理解啓発が必要。入室にあたって、診断書は必須とはしていない。
- 通級による指導の充実のための取組として、①校内委員会の機能強化、②在籍学級担任と巡回指導教員の連携強化のための連携型個別指導計画の作成・活用、③教員の専門性向上のための研修や円滑な引継ぎのための取組、指導主事による巡回指導、特別支援学級設置校・特別支援教室拠点校主任会や特別支援教育コーディネーター連絡会における情報交換等を行っている。

【意見交換】

- 特別支援教室の指導期間 1 年を経た後の流れは。
- 校内委員会等で判定をし、必要があれば翌年、指導内容を定めて引き続き指導。
- 小学校で通級による指導を受けていた児童生徒が中学校でも引き続き利用を求める理由は。
- 小学校で通級による指導を終えても進学で環境が変わると、再度指導が必要になることがある。
- 目黒区の弱視の児童生徒はどこで通級による指導を受けているのか。
- 近隣区の弱視の通級指導学級に他校通級させていただく形で指導を受けている。
- 校内委員会で検討してから支援を開始するまでにどの位の時間がかかるのか。
- 校内委員会で指導が適当であると判断された場合は、判定委員会までの期間はいわゆる体験として、可能な限り速やかに、試行的に指導を開始。判定委員会は学校の判定が正しいかどうかをチェックしているので、校内委員会と判定が一致するようになっても引き続きチェックが必要。
- 在籍学級の担任と巡回指導の担当教員との連携にあたっての工夫をお伺いしたい。
- 特別に時間を設定することはせず、放課後の時間など工夫して時間を取っていただいている。
- 校内委員会の開催の頻度やきっかけについてお伺いしたい。
- 頻度は週 1 回、月 1 回など各校による。生徒指導委員会等と一緒にを行う学校もある。
- 中高連携ではどういう工夫がされているのか。
- 保護者の承諾のもと、個別指導計画と個別の教育支援計画を高等学校に資料として送付。
- 中学校は教科担任制だが、在籍学級でのパフォーマンスを上げるための工夫は。
- 中学校では各学年に特別支援教育コーディネーターを置いて学級担任にうまくつないだり、特別支援教室専門員と共に教科の時間の様子を確認し、教科担任に情報共有したりしている。
- 中学校で実際にやってきたことが高等学校につながっていくことは大切であるので、通級による指導でも連携を取っていききたい。
- 特別支援教室の指導を受けた児童生徒で通級による指導を 1 年間で終えることができた児童生徒はどれくらいいるのか。
- 指導期間にかかわらず、令和 3 年度に特別支援教室の入室時の目標を達成した児童・生徒の割合は4.7%。
- 40 名近い通級による指導担当教員をどのように集めているのか。
- 基本的には正規・常勤の教員。初めて通級による指導を担当するなど指導に不安がある場合は、特別支援教育を担当している指導主事が巡回指導を実施。
- 自閉症・情緒障害の特別支援学級と特別支援教室等との連携は。
- 目黒区の自閉症・情緒障害特別支援学級は、基本的には選択性緘黙を改善する様態の第一としており、通常の学級に学びの場が移った後にサポートの場として特別支援教室を使うといった連携はあるものの、逆はない。
- 在籍学級の担任と巡回指導の教員の連携強化において重要な特別支援教育コーディネーター連絡会の年間の回数や頻度を教えてほしい。
- 特別支援教育コーディネーター連絡会は年 4 回実施。昨年度までは合理的配慮が中心だったが、

今年度からは特別支援教室の運営ガイドラインに基づき、校内委員会でのよりよい取組や先進的な取組を情報共有。

- 特別支援教室運営ガイドラインは東京都が策定。特別支援教室が増えてきたため、入退室の基準をしっかりと定めようとしたことが策定の背景。通級による指導の期間を原則1年としているが、指導の延長は最長2年まで、退室した後も再入室は可能という体制を取っている。通級による指導を受ける児童生徒は全国的に増えているので、本ガイドラインは全国的にも参考になるだろう。
- 連携型個別指導計画は、通常の学級で通級による指導を活かす、通常の学級の適応を図る事が大きな目的のため、学級担任が目標、内容、評価を書き込む。通級による指導で行ったことや、その指導を通常の学級でどう活かして行くのかが明らかになるので有用。
- 通級による指導担当教員の専門性向上については、担当教員が1、2名と少人数の場合は研修をする場がないため、行政が意図的に研修の場を整備していく事が重要。